

ID: 57

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第52条第10項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (容積率) 第52条 10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第42条第1項第4号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第2項の前面道路とみなして、同項から第7項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日